写

２８文科高第８８５号
平成２９年１月５日

各国公私立大学就職支援担当課長
各公私立短期大学就職支援担当課長
各国公私立高等専門学校就職支援担当課長
各都道府県教育委員会高等学校主管課長
各指定都市教育委員会高等学校主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

殿

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

（印影印刷）

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

（印影印刷）

新規学校卒業予定者等への就職支援の一層の強化について（依頼）

このたび、文部科学省と厚生労働省が共同で実施した調査結果によれば、今春卒業予定の大学生の就職内定率（平成28年10月１日現在）は、対前年比４．７ポイント増の７１．２％、短期大学、高等専門学校及び専修学校を含めた全体では、５．０ポイント増の６８．０％となっております。

また、文部科学省が実施した調査結果によれば、高校生の就職内定率（平成28年10月末現在）は１．５ポイント増の７４．９％と、前年同期を上回っております。

このことから新規学校卒業予定者等の就職環境は回復していると考えられますが、いまだ就職が決まらない学生・生徒も多数おります。

このため、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の三省で連携し、引き続き、就

職を希望する学生・生徒が卒業までに一人でも多く就職できるよう支援することとしており、厚生労働省においては、別紙のとおり各都道府県労働局職業安定部長に対し、未内定就活生及び未就職卒業生に対する支援について、各労働局の実情に応じてきめ細やかな対応を実施するよう依頼しているところです。

ついては、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校及び各種学校（以下「大学等」という。）におかれても、引き続き、下記の点に御留意の上、積極的に新卒応援ハローワークや地域の中小企業団体など関係機関と連携しつつ、新規学校卒業予定者等の就職支援の一層の充実をお願いします。

また、各都道府県及び都道府県・指定都市教育委員会におかれては、これらの支援策も積極的に活用いただき、今後とも、各都道府県労働局等との情報共有・連携を図り、新規高等学校等卒業予定者の就職支援の取組の一層の充実をお願いします。

さらに、各都道府県・指定都市教育委員会高等学校主管課におかれては管内の公立高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄する私立高等学校等に対して、附属高等学校を置く各国立大学法人におかれては附属高等学校等に対して、各都道府県、各都道府県教育委員会及び厚生労働省の専修学校各種学校主管課におかれては所管又は所轄の専修学校・各種学校に対して、各国立大学におかれては管下の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

記

1. 各大学等において未内定及び進路未決定の学生・生徒を把握するよう努め、学生・生徒に対し「新卒応援ハローワーク」での支援も活用するよう積極的に周知していただきたいこと。また、未内定者の保護者に対しても、同様に周知していただきたいこと。

2. 各大学等において把握した未内定者等の情報を、個人情報の取扱いに留意しつつ、可能な限り、最寄りの「新卒応援ハローワーク」等に情報提供いただきたいこと。

3. 各労働局において開催される就職面接会を積極的に活用いただきたいこと。

4. 「新卒応援ハローワーク」においては、大学等に「ジョブサポーター」を出張させ、大学等の要望に応じて学生・生徒への就職相談や就職セミナーなど各種イベントを実施しているので、積極的に活用いただきたいこと。

5. 地域の中小企業団体が実施する「地域中小企業人材バンク事業」による各種イベントへの学生・生徒の参加促進やインターンシップ及び就職ガイダンス等において中小企業団体を活用いただきたいこと。

（参考）【大学・短期大学と 新卒応援ハローワークの連携 好事例】
http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/05_01.pdf

＜本件担当＞文部科学省　代表03-5253-4111
【専修学校、各種学校】
生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
（内線2939）
【高等学校】
初等中等教育局児童生徒課
キャリア教育・進路指導担当
（内線4728）
【大学、短期大学及び高等専門学校】
高等教育局学生・留学生課就職指導係
（内線2519）

別紙

職派若発 1226 第 1 号
平成 28 年 12 月 26 日

都道府県労働局
職業安定部長　殿

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部企画課
若 年 者 雇 用 対 策 室 長

未内定就活生及び未就職卒業生への支援に係る今後の対応について

日頃より若年者雇用対策に御尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、平成 29 年３月卒業予定者の就職内定状況をみると、新規高等学校卒業予定者の平成 28 年９月末時点のハローワーク求人に係る就職内定率は 60.4%（前年同期比 4.3 ポイント改善）、新規大学卒業予定者の平成 28 年 10 月１日現在の就職内定率は 71.2%（前年同期比 4.7 ポイント改善）となっています。

しかしながら、現在も就職活動を続ける新規学校等卒業予定者は一定程度見られるところであり、就職をあきらめて労働市場から撤退してしまう、または、安易にフリーター等となることがないよう、就職を希望する新規学校等卒業予定者に対しては、就職をあきらめさせないための支援を引き続き推進していく必要があります。

また、卒業してからも多くの者があきらめずに就職活動を続ける状況もあることから、これに対しても継続して支援を行っていく必要があります。

このため、引き続き、就職を希望する新規学校等卒業予定者等が卒業までに１人でも多く就職できるよう、また、卒業後１日でも早く就職できるよう、未内定就活生及び未就職卒業生に対する支援について、各労働局の実情に応じてきめ細かな取組を実施していただきますようお願いいたします。

その際には、各労働局において、未内定就活生への支援は平成 27 年 12 月 24 日付け職派若発第 1224 第１号「「未内定就活生への集中支援 2016」の実施について」、未就職卒業生への支援は平成 28 年３月 18 日付け職派若発第 0318 第１号「「未就職卒業生への集中支援 2016」の実施について」に示す取組も参考に、関係機関と連携し、効果的な実施に遺漏のないようお願いいたします。

参考

職派若発 1224 第１号
平成 27 年 12 月 24 日

都道府県労働局
職業安定部長　殿

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部企画課
若 年 者 雇 用 対 策 室 長

「未内定就活生への集中支援２０１６」の実施について

日頃より若年者雇用対策にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、平成 28 年３月卒業予定者の就職内定状況をみると、新規高等学校卒業予定者の平成 27 年９月末時点の就職内定率は 56.1％（前年同期比 1.7 ポイント改善）、新規大学卒業予定者の平成 27 年 10 月１日現在の就職内定率は 66.5％（前年同期比 1.9 ポイントと微減）となっています。

現在も就職活動を続ける学生・生徒は多くおり、将来ある新規学校卒業予定者が就職をあきらめて労働市場から撤退してしまう、又は、安易にフリーター等となり労働市場に滞留することがないよう、新規学校等卒業予定者に対する就職支援を引き続き強力に推進していく必要があります。

このため、今年度においても文部科学省及び経済産業省と連携し、卒業までに１人でも多くの未内定者が就職できるよう、「未内定就活生への集中支援２０１６」を実施することとしました（別添１参照）。

このうち、労働局において取り組む事項等を下記のとおり示すので、「未内定就活生への集中支援２０１６」の効果的な実施に遺漏のないようにお願いいたします。

また、例年どおり、平成 28 年１月中旬に公表予定の大学等・高校・中学卒業予定者の求人・求職・内定状況取りまとめと合わせて、本取組についても公表する予定です。

なお、今般の「未内定就活生への集中支援２０１６」については、平成 27 年 12 月 24 日付け基発 1224 第７号、職発 1224 第１号、能発 1224 第３号「「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の実施について」と連関させ、支援を実施していただきたい旨、申し添えます。

記

1　「未内定就活生への集中支援２０１６」の取組期間

新規学校等卒業予定者が卒業までに１人でも多く就職が決まるよう、平成28年１月４日から３月末までを集中支援期間として、「未内定就活生への集中支援２０１６」（以下「集中支援」という。）を実施する。

2　「集中支援」の取組内容

（1）　未内定者や進路未決定者に「就職をあきらめさせない」ためのジョブサポーター等による個別支援の徹底

卒業までに１人でも多くの就職を決定させるためには、できる限り多くの未内定者を新卒応援ハローワーク又は公共職業安定所（以下「新卒応援ハローワーク等」という。）による支援対象とし、ジョブサポーター等が接触を保ちながら継続的に支援を行うこと、就職か進学等にするか決めかねている進路未決定者に対しては、可能な限り速やかに決定できるよう必要な情報を提供するとともに、就職を希望する場合は、新卒応援ハローワーク等による支援対象とすることが重要である。

このため、新卒応援ハローワーク等は、学校等と連携し、大学等の就職相談員等の協力を得て、以下の取組を行うこと。

①　未内定者や進路未決定者に対する新卒応援ハローワークの利用勧奨の徹底

１人でも多くの未内定者を新卒応援ハローワーク等の支援対象とするとともに、進路未決定者に情報提供を行うため、

・　学校等からの未内定者や進路未決定者（以下「未内定者等」という。）の連絡先の把握や学校等内における新卒応援ハローワーク等の利用説明会、登録会の開催

・　未内定者等が多い大学等への出張相談とその際の新卒応援ハローワーク等への誘導

等により、未内定者全員の求職登録を目指すとともに、進路未決定者を新卒応援ハローワーク等の支援に誘導するための取組を行うこと。

学校等がこれらの実施に難色を示す場合であっても、学校等が把握している未内定者等に対して新卒応援ハローワーク等の支援メニューの確実な周知を依頼する等工夫すること。なお、文部科学省から各大学等に対しては、協力依頼を通知する予定である。

②　正社員就職に係る情報を届けるための出張相談の実施

大学等への出張相談については、大学等ごとのニーズに応じた支援を定期

的に実施しているところである。出張相談は未内定者の把握のためにも非常に有効であるとともに、進路未決定者との接触を図るにも効果的である。このため、出張相談では、単に正社員求人を持参するだけではなく、当該求人事業所に関する事業所情報等、付加価値のある情報も併せて提示できるよう準備すること。また、若者雇用促進法に基づく認定制度（以下「ユースエール認定制度」という。）により認定を受けた企業（以下「ユースエール認定企業」という。）及び若者応援宣言事業により宣言を行った事業所（以下「若者応援宣言企業」という。）の情報についても積極的に活用すること。

さらに、新卒応援ハローワーク等におけるサービスやセミナー開催に関する周知も行い、新卒応援ハローワーク等への誘導に努めること。

③　出張相談等を活用した地方就職の魅力やフリーターを取り巻く状況についての周知

若者が希望する地域において適職選択を行うことを可能とするため、ＵＩＪターン就職を含め、若者の希望する地域における就職をより一層支援する必要がある。現在、地域雇用対策室にて、地方創生の観点から、首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）と近畿圏（大阪府・京都府・奈良県・兵庫県・滋賀県）の学生等の中から、地方への就職を希望する人材を掘り起すため、「地方人材環流促進事業」（LO活プロジェクト）を委託により実施しているところである。首都圏と近畿圏の学生等が地方へ就職することを就職活動のひとつの選択肢として普及させ、地方就職を希望する学生等を支援するため、首都圏及び近畿圏の労働局においては、大学等への出張相談の機会等を活用し、地方就職の魅力に関するパンフレットを配布し、周知を行うこと。

また、平成27年11月25日付け職派若発1125第1号「「フリーターの現状」に関する若者への周知・広報事業に係る周知依頼について」にて、フリーターから正社員に転換した者の体験談やわかものハローワーク等の正社員就職を目指す若者に対する支援機関を紹介する動画及びパンフレットを活用し、フリーターの現状に関する若者への周知を実施しているところであるが、大学等での学内セミナー等の機会を活用し、動画の上映やパンフレットの配布を実施すること。

その際、大学等の協力がこれまで以上に必要になることから、より一層の連携強化を行うこと。

④　求職登録を行った未内定者等全員への個別連絡・個別支援の徹底等

①より連絡先を把握した未内定者等及び新卒応援ハローワーク等に求職登録を行った未内定者等については、最後まで「就職をあきらめさせない」ために全員を対象に電話等により積極的に来所するよう繰り返し勧奨を行

うこと。

また、新卒応援ハローワーク等に来所した未内定者等については、可能な限りジョブサポーター等が個別支援を行うとともに、新卒応援ハローワーク等に求職登録を行った未内定者等全員に、少なくとも２週間に１回程度、希望する求職条件に合致する求人を選定し、求人票又は求人一覧表を郵送又は電話等により提供し、積極的な応募を勧奨すること。

この際、就職面接会等の開催情報についても併せて提供し、積極的な参加を促すこと。

（２）　就職面接会の積極的開催

集中支援期間中に各労働局において少なくとも１回は就職面接会（小規模なものを含む。）を開催することとし、特に２月に集中的に実施して未内定者等に面接機会を提供すること。

なお、開催に当たっては、学校等に対し未内定者等への周知を依頼するとともに、

- 就職面接会と企業説明会とを併せて実施
- 開催に当たり、あらかじめ参加企業に詳細なＰＲ資料の作成を求め、求人一覧とともに配付する等による、中小・中堅企業と未内定者等とのマッチングが促進されるような取組
- ダイレクトメールの送付等による新卒応援ハローワーク等に求職登録している未内定者等への確実な周知（特に新規大学等卒業予定者）
- 近隣の労働局やＵＩＪターン就職希望者が多いと考えられる労働局への周知依頼及び依頼を受けた場合の未内定者等へのダイレクトメールの送付等による周知（特に新規大学等卒業予定者）
- 就職面接会開始前の直前セミナーの積極的な開催に加え、ジョブサポーターによる個別のアドバイス等の積極的実施

を徹底すること。

なお、就職面接会等のイベントについては、民間就職情報サイトも活用して周知を図ることとしているので（別添１参照）、各労働局において大卒等就職情報 WEB 提供サービスに漏れなく登録すること。

また、これらの機会を捉えて、企業及び学生に対して、ユースエール認定制度及び若者応援宣言事業について積極的な周知を図っていただくとともに、面接会場においては、学生がユースエール認定企業や若者応援宣言企業であることを一目して確認できるようにするため、掲示の工夫等を行うこと。

（３）　経済産業省（中小企業庁）が実施する施策との積極的な連携

中小企業庁が行う「地域中小企業人材バンク事業」については、平成 27 年３月 20 日付け職派若発 0320 第１号「中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業人材バンク事業）との連携について」により連携強化についてお願いしているところであるが、引き続き積極的な連携を図ること。

（４）　未内定者等の保護者への周知

近年、学生・生徒の就職活動における保護者の影響力が高くなっていることを踏まえれば、保護者に対して新卒応援ハローワーク等の支援メニューを周知することが重要となってきている。

このため、学校等との調整により、未内定者等の保護者に対し、学生・生徒が新卒応援ハローワーク等で支援を受けるよう勧奨を依頼する啓発文書を送付すること。なお、高校生については未内定者等がいる高校全てで、大学生等については大学等が送付を希望する場合に実施することし、啓発文書の送付は平成 28 年２月末までに完了を目指すこととする。

ただし、本年度に同様の取組を行った場合や学校等の協力が得られない場合は実施する必要はなく、また、既に学校等との調整により集中支援期間中に実施予定がある場合は当該取組をもって実施することとして差し支えない。

また、（２）の面接会の開催に合わせて保護者向けセミナーの開催等についても検討すること。

（５）　臨床心理士による未内定者の心理的ケア

未内定者については、就職活動の長期化や内定が得られないことによる心理的負担が大きくなっている事が想像される。既に、新卒応援ハローワーク等においては、年間を通じて定期的に臨床心理士を配置して心理的ケアに努めていただいているが、個別支援を実施する中で心理的ケアが必要と認めた者については、積極的に臨床心理士へ誘導すること。

なお、大学等での出張相談時において心理的ケアが必要と認められた未内定者については、本人の了解を得たうえで、大学等のキャリアセンターとも情報を共有し、大学等の保健施設に誘導するとともに、必要に応じて新卒応援ハローワーク等に配置する臨床心理士の相談へ誘導すること。

（６）　新卒応援ハローワーク等による支援の積極的な周知

学校による就職支援を利用していない者も含め、１人でも多くの未内定者等を支援対象とするためには、様々な媒体を用いて幅広く新卒応援ハローワーク等による就職支援を周知する必要があり、本省においては、下記３のとおり周知の取組を実施しているところである。

各労働局においても周知に努められているという報告を頂いているが、新卒応援ハローワーク等における集中支援期間の実施を含めた更なる積極的な周知の実施を検討すること。

また、マスコミ等にジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の支援が取り上げられることは周知を図る上で非常に有効であるので、マスコミ等からの取材には丁寧に対応すること。

（７）　職業訓練制度の活用

高校、大学等に在学中の者については、卒業までに就職が決まるよう支援を行うことが原則であるが、卒業までに就職が決まらないことが明らかであって、かつ就職のためには職業訓練の受講が必要と判断される場合は、卒業後の速やかな職業訓練の受講も念頭に置き、必要な相談を行うこと。

なお、高校や大学等に在学中の者が求職者支援制度における特定求職者として支援の対象になり得るのは、卒業までに就職が決まらず、未就職のまま卒業することが見込まれる場合であって、求職者支援訓練又は公共職業訓練（ただし、専ら新規学卒者を対象としたいわゆる学卒者訓練を除く。）の受講を希望する場合に限られる（求職者支援制度業務取扱要領（平成 23 年 9 月 1 日付け職発 0901 第 4 号、能発 0901 第 5 号別添）06023 参照）。

また、今年度においては、積極的に就職活動を行っているものの、コミュニケーション能力等の社会的スキルが乏しいことにより、内定を得ることができない者に対して、在学中の段階で採用時に必要なコミュニケーション能力の向上や知識・技能の習得等を図る１か月程度の職業訓練（就職活動に困難性を有する学生等に対する委託訓練）を実施することとしており、宮城県、埼玉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県の８府県において平成 28 年１～３月に同訓練を実施することとしているので、必要と考えられる者について積極的な受講あっせんを行うこと。

（８）　未内定者のための求人開拓の実施

これまで、あらゆる機会を活用した求人開拓の実施や事業主団体への複数回の求人要請の実施を指示してきたところであり、各労働局の取組により一定の求人を確保できているが、未内定者が応募できる求人が十分ではない労働局においては、改めて新規学校等卒業予定者を対象にした求人開拓に取り組むとともに、未内定者の特性に応じた個別求人開拓も積極的に実施すること。

なお、新規高校卒業予定者については、学校等との連携により、未内定者のアピールポイントや担任等の一言をまとめた資料の活用も効果的であ

るため、積極的に活用すること（平成 22 年８月 23 日付け事務連絡「新規高等学校卒業予定者に対する就職支援の効果的な実施について」参照）。

3　本省における取組

（1）民間就職情報サイトを活用した未内定者の新卒応援ハローワーク等への誘導及び就職面接会等の周知

未内定者に対し新卒応援ハローワーク等の支援策を周知するため、民間就職情報サイト運営各社に協力を要請し、卒業年次の学生等を対象にしたサイトに新卒応援ハローワークのバナー広告や大卒等就職情報ＷＥＢ提供サービスへのリンクを掲載することとした。

協力を得たサイト運営会社、サイト名は以下のとおりであるので、各労働局においてもご承知おき願いたい。

○株式会社　アクセスヒューマネクスト：「就活ラボ 2016」
○株式会社　学情：「朝日学情ナビ 2016」
○株式会社　学情：「Ｒｅ就活」
○株式会社　ジェイ・ブロード：「就職ウォーカーNet2016」
○株式会社　ダイヤモンド・ヒューマンリソース：「ダイヤモンド就活ナビ 2016」
○株式会社　日経ＨＲ、株式会社　ディスコ：「日経就職ナビ 2016」
○株式会社　文化放送キャリアパートナーズ：「ブンナビ！2016」
○株式会社　マイナビ：「マイナビ 2016」
○株式会社　リクルートキャリア：「リクナビ 2016」
○株式会社　ネオキャリア：「就職エージェント」

（2）文部科学省及び中小企業庁による大学等及び事業実施機関への周知依頼

上記２の取組が効果的に実施できるよう、文部科学省及び中小企業庁から大学等及び事業実施機関に対し、周知・協力要請を行うこととしている（詳細は追って通知）。

4　報告

集中支援の取組状況は、システムにより把握可能な求職者数や相談件数等により対外的に取組状況を説明することとしているので、求職受理の際の職員記入欄の入力や就職状況の確認の際の相談記録の入力（支援対象者の就職状況の把握のための電話連絡における相談も該当する。）など所要のシステム処理を必ず行うこと。

5　その他

（１） 新卒者等就職・採用応援本部の活用

「集中支援」の取組が効果を上げるためには、関係機関の理解と協力が不可欠である。このため、新卒者等就職・採用応援本部の会合においても、平成28 年３月卒業の新規学校等卒業予定者の就職環境について理解を求めるとともに、各関係機関が連携した支援について検討を進め、可能なものは速やかに実施すること。

（２） 大学等の所在地とは異なる地域で就職を希望する学生等に対する支援

平成27 年９月 30 日付け職派若発 0930 第３号「若者の希望する地域における就職支援に係る留意事項について」において、大学等及びいわゆるＵＩＪターン就職希望者を含めた学生等に対しては、新卒応援ハローワークにおいて、ＵＩＪターン就職希望者の支援ができる旨や、ＵＩＪターン就職希望者の的確な把握等を実施していただいているところであるが、必要に応じて就業希望地の新卒応援ハローワーク等について情報提供し、本人の希望があれば就業希望地の新卒応援ハローワーク等において当該学生の支援を行うジョブサポーターをあらかじめ学生等に伝える等きめ細かな対応を徹底すること。

（３） 公共職業安定所による就職支援を希望しない新規高校卒業予定者への情報提供

新規高校卒業予定者については、縁故就職の希望や進路未定などの理由により、公共職業安定所（以下「安定所」という。）及び学校による就職支援を希望しない生徒もいるが、こうした生徒の一部は適切な就職支援を受けられないこと等により、卒業後に不本意でフリーター等になってしまう可能性がある。

こうした生徒が安易にフリーター等とならないよう、学校とも調整の上、少なくとも安定所による就職支援のメニューは周知し、積極的に安定所による就職支援を受けるよう呼びかけを行うこと。

また、進学希望によりこれまでは就職を考えていなかったが、受験の失敗、経済的理由等により、卒業間際になって就職を検討する生徒がいる場合があるので、進学校や既に内定率 100%と報告を受けている高校を含め、卒業式前に改めて全ての高校に対し、状況の確認を行うこと。

（４） 基本業務の徹底等

安定所利用者への詳細かつ正確な求人情報の提供は、安定所の最も基本的なサービスであることから、これまでも繰り返し求人受理時の確認の徹底を指示している。

各労働局より管下の安定所に対しても求人受理時における確認の徹底を指

示するなど取組が進んでいるところであるが、

・ 若者雇用促進法に基づき、職場情報の提供の仕組みが平成 28 年３月より施行され、新規学校等卒業予定者を対象にした求人申込みを行う際には幅広い職場情報の提供が努力義務となること
・ 安定所に求人を出している中小・中堅企業の情報は学生・生徒が独力で調べることは困難であること
・ 中小・中堅企業の労務管理の実態に不安を覚える学生・生徒が多いこと
・ 入社してからの早期離職を防止するために事前に十分な情報を提供しておく必要があること

等の取組の背景を安定所に対しても繰り返し説明し、徹底を図ること。

なお、特に利用者が詳細な情報を収集したいと希望することが多い、

・ 超過勤務の実態
・ 福利厚生制度の詳細や利用状況
・ 過去の新規学卒者等の採用状況及び定着状況
・ 入社後の処遇（研修内容、将来の待遇、転勤、営業ノルマの有無など）

については、確認を徹底し、可能なかぎり求人票に反映するとともに、ユースエール認定制度や若者応援宣言事業への勧奨に繋げること。

また、新卒応援ハローワーク等においては、中小企業 PR 資料の充実を重点事項としており、各労働局で取組みが進んできたところであるが、引き続き積極的に取組みを進めること。

（５）就職後の職場定着支援に関する周知

若者の早期離職については、それぞれ個々の理由・事情はあるものの、職業経験の蓄積や職業能力の向上という観点からは決して望ましいものではない。

若者の安易な早期離職を防止するため、昨年度より職場定着支援について本格的に実施していただいているところではあるが、改めて、

・ 新卒応援ハローワーク等においても就職後の職場における悩み等の相談を受け付けること
・ 就職後、定着等の状況を確認するため、場合によっては定期的に連絡等をすること

等について、相談者に対して確実に伝えること。併せて、求人開拓や求人受理時等の機会を捉え、事業主に対しても、ハローワークから就職した方に状況確認や声かけ等をさせていただくことがある旨周知に努めること。

（６）各労働局の独自の取組の積極的な実施

上記各取組については、全ての都道府県労働局において一律に実施していた

だく内容であるが、地域の実情をどこよりも把握している各労働局が上記取組に加えて独自の取組を行っていただく事は非常に重要なことであると考えている。各労働局においても、地域の実情を踏まえた地方自治体や関係団体との連携した取組、労働基準部や雇用均等室と連携した取組など、職業安定部長を中心に積極的に企画・立案を行っていただき、創意工夫のうえ効果的な独自の取組を実施していただきたい。

また、これら取組のなかで効果が期待できると思われるものについては、本省においても内定率の公表等の機会を通じて積極的に全国に向けて広報していくこととするので、各労働局において効果的な取組と思われるものについても積極的にご報告いただきたい。

以上

未内定就活生への集中支援2016

別添1

新卒者の就職環境は順調に回復している状況にありますが、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、未内定の学生・生徒が１人でも多く卒業までに就職できるよう、平成２８年1月から３月末までを集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2016」を実施します。

関係各省の連携による主な取組

未内定・進路未決定の学生・生徒に「就職をあきらめさせない」ための ジョブサポーターと大学の就職相談員等との連携による個別支援の徹底（文科・厚労＊）

新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学の就職相談員の連携を一層密にする等、学校の協力により、未内定等の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し、ジョブサポーターが電話等により新卒応援ハローワーク等の利用を未内定等の学生・生徒に対して呼びかけるなどにより、一貫した就職支援を行います。

大学等との連携強化による学卒正社員化に向け、以下について集中的かつ効果的に取り組みます。

- 未内定学生や進路未決定学生に対する新卒応援ハローワーク等の利用勧奨の徹底
- 正社員就職に係る情報を届けるための出張相談の実施
- 出張相談会等を活用した「地方就職の魅力PR」や「フリーターの現状」についての周知

新卒応援ハローワークの所在地・連絡先はこちら→http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/5a.pdf

中堅・中小企業中心の就職面接会の開催（厚労＊・経産）

未内定等の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会等を開催します。

また、若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）において、未内定等の学生・生徒向けにカウンセリング等を実施するとともに、就職面接会等を開催します。

就職面接会等の開催スケジュールは、大卒等就職情報WEB提供サービスで検索できます。
（http://job.gakusei.go.jp/service/231030.do?action=initDisp&screenId=231030）

各地のジョブカフェのホームページは、以下ホームページをご覧ください。
（http://www.meti.go.jp/policy/jobcafe/jobcafe_all.html　）

中小企業と大学生等とのマッチング等の実施（地域中小企業人材バンク事業）（文科・厚労・経産＊）

地域人材コーディネート機関が大学・ハローワーク等と連携し、中小企業と大学生等の交流の場の設定から新卒者等の採用・定着までを一貫して支援する体制を構築しており、これを活用して、3月末までに未内定者が参加できる合同説明会を開催し、未内定の学生の採用・定着に努めます。

中小企業人材バンク事業（http://www.chusho-jinzaibank.jp/　）

保護者を通じた未内定等の学生・生徒への就職支援の周知（文科・厚労＊）

学校と連携し、未内定等の学生・生徒をもつ保護者に就職の現状に対する理解を求めるとともに、学生・生徒に対して新卒応援ハローワーク等の就職支援について、啓発文書の送付により周知し、支援を受けることを勧めてもらいます。

臨床心理士による未内定の学生・生徒の心理的ケアの実施（厚労）

就職活動の長期化、内定が得られないことによる心理的負担を軽減するため、ケアが必要な未内定の学生・生徒に対しては、新卒応援ハローワーク等に定期的に配置する臨床心理士による心理的ケアを実施します。

民間就職情報サイトによるジョブサポーター・新卒応援ハローワーク等の周知（厚労）

主要な民間就職情報サイトに対し、ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の支援の周知のためのバナー掲載について協力を要請し、協力を得て、未内定等の学生への周知を徹底します。

（平成２８年１月以降、協力いただく予定の就職情報サイト（運営会社名五十音順 敬称略））

○「就活ラボ2016」： https://www.ac-lab.jp/2016/top/index.php	（運営） 株式会社 アクセスヒューマネクスト
○「朝日学情ナビ2016」 :http://www.gakujo.ne.jp/2016/index.aspx?p0=99	（運営） 株式会社 学情
○「Re就活」 ： http://re-katsu.jp/career/index.aspx	（運営） 株式会社 学情
○「就職ウォーカーNet2016」 ： http://www.s-walker.net/2016/	（運営） 株式会社 ジェイ・ブロード
○「ダイヤモンド就活ナビ2016」 ： https://navi16.shukatsu.jp/16/	（運営） 株式会社 ダイヤモンド・ヒューマンリソース
○「日経就職ナビ2016」 ： https://job.nikkei.co.jp/2016/top/	（運営） 株式会社 日経HR、株式会社 ディスコ
○「ブンナビ！2016」 ： https://bunnabi.jp/2016/index.php	（運営） 株式会社 文化放送キャリアパートナーズ
○「マイナビ2016」 ： http://job.mynavi.jp/2016	（運営） 株式会社 マイナビ
○「リクナビ2016」 ： https://job.rikunabi.com/2016/	（運営） 株式会社 リクルートキャリア
○「就職エージェント」 ： http://www.s-agent.jp/	（運営） 株式会社 ネオキャリア

※　複数の省が連携して実施している支援メニューについての問い合わせ先は＊印の省へお願いします。

職派若発 0318 第 1 号
平 成 28 年 3 月 18 日

都道府県労働局
職業安定部長　　殿

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部
企画課若年者雇用対策室長

「未就職卒業生への集中支援 2016」の実施について

日頃より若年者雇用対策にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、各労働局においては、就職を希望する新規学校卒業予定者に「就職をあきらめさせない」ため、平成 27 年 12 月 24 日付け職派若発第 1224 第１号「「未内定就活生への集中支援 2016」の実施について」（以下「12 月 24 日内かん」という。）により、集中支援に取り組んでいただいているところですが、この取組により、平成 28 年１月から２月末日までに大学生等約 1.6 万人、高校生約５千人が就職するなど大きな成果が出ており、本日発表した就職内定率も新規大学卒業予定者については 87.8%（前年同期比 1.1 ポイント改善）、新規高等学校卒業予定者については 93.6%（前年同期比 0.8 ポイント改善）となっているところです。

一方、新規大学卒業予定者の平成 28 年２月１日時点での就職希望率は 76.9%と過去最高となっており、未だ多くの学生等が就職をあきらめずに活動を続けている状況であり、継続して支援を行っていく必要があります。

このため、これまで「未内定就活生への集中支援」によって卒業までに１人でも多くの未内定者が就職できるよう支援を行ってきましたが、卒業までに就職できない場合であっても引き続き支援を継続し、卒業後１日でも早く就職できるよう「未就職卒業生への集中支援 2016」を実施することとしました（別紙１参照）。

各労働局においては下記に留意のうえ、「未就職卒業生への集中支援 2016」の効果的な実施に遺漏のないようお願いいたします。

記

１　「未就職卒業生への集中支援 2016」の取組期間

就職先が未決定の平成 28 年３月卒の新規学校卒業者（以下、「未就職卒業生」という。）が卒業後１日でも早く就職できるよう、平成 28 年４月１日から６月末日までを集中支援期間として「未就職卒業生への集中支援 2016」を実施する。

2　「未就職卒業生への集中支援」の取組

(1) 新卒応援ハローワーク及び公共職業安定所における支援の徹底

未就職卒業生が卒業後１日でも早く就職を決定するためには、就職をあきらめずに活動を継続することが前提となる。そのため、できるだけ多くの未就職卒業生をハローワーク又は新卒応援ハローワーク（以下「新卒応援ハローワーク等」という。）による支援対象とし、ジョブサポーター等が接触を保ちながら継続的に支援を行うこと。具体的には、12 月 24 日内かんで指示した以下の取組を引き続き実施すること。

・求職登録を行った未就職卒業生全員への個別連絡・個別支援の徹底等

未内定就活生への集中支援として、学校との連携等により、未内定者全員の新卒応援ハローワーク等への求職登録に取り組んでいるところである。この取組により求職登録した未内定者のうち、卒業までに就職できなかった未就職卒業生については、ジョブサポーター等による個別支援を行うこととし、「就職をあきらめさせない」ため、全員を対象として電話等による来所勧奨を行う。また、少なくとも２週間に１回程度、希望する求職条件に合致した求人票又は求人一覧表を郵送等により提供し、積極的な応募を勧奨する（12 月 24 日内かん記２(1)④参照）。

(2) 就職面接会の積極的開催

未就職卒業生への集中支援期間中に就職面接会を積極的に設定し、近隣の労働局やＵＩＪターン就職希望者が多いと考えられる労働局への周知依頼も積極的に行い、未就職卒業生に面接機会を提供するとともに、上記(1)の求人票等の提供の際に就職面接会等の開催情報についても併せて提供し、積極的参加を促す（12 月 24 日内かん記２(2)参照）。

(3) 経済産業省（中小企業庁）が実施する施策との連携

平成 27 年３月 20 日付け職派若発 0320 第１号に基づき、中小企業庁が実施する「中小企業・小規模事業者人材対策事業（地域中小企業人材バンク事業）」（平成 28 年度事業名は「中小企業・小規模事業者人材対策事業（人材確保支援等事業）」）との積極的な連携を図ること。なお、平成 28 年度の実施機関等は追って通知する。

3　未就職卒業生のニーズに応じた支援

(1) 学卒未就職者訓練の活用

未就職卒業生のうち、正社員としての就職に当たり、職業訓練の受講による技能の習得が必要な者については、求職者支援訓練における学卒未就職者訓練（平成 27 年４月 16 日付け職訓発 0416 第１号、職派若発 0416 第１号、能能発 0416 第１号「学卒未就職者に関する求職者支援訓練の対応について」参照。なお、平成 28 年度の取扱いについては後日通知予定。）を活用することとし、未就職卒業生に対し、制度概要や訓練コース等について周知を行うこと。

(2) 紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業（若者キャリア応援制度）の周知

就業経験の乏しい若者を対象に紹介予定派遣を活用して正社員就職を支援する本事業については、平成 26 年９月 18 日付け職派若発 0918 第１号、職派民発 0918 第１号「新卒ハローワーク等の利用者に対する紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業の周知等について」において通知しているとおり、新卒応援ハローワーク等の利用者に対して引き続き本事業の周知に努めること。

４　公共職業安定所等による支援を希望していなかった新規高校卒業者への情報提供

新規高校卒業者については、縁故就職予定や進路未定などの理由により、公共職業安定所（以下「安定所」という。）及び学校による就職支援を希望しなかった生徒もいるが、こうした生徒の一部は未就職のまま卒業し、フリーター等になってしまう可能性が高いと考えられる。こうした生徒がフリーター等として固定されないよう、学校の協力を得て就職状況を確認し、未就職のまま卒業している卒業生については、学校と連携のうえ安定所による就職支援の周知及び安定所による就職支援を受けるよう呼びかけを行うこと。

また、進学希望により就職を考えていなかったものの受験の失敗、経済的理由等により、卒業間際になって就職を検討する生徒もいるため、進学校や就職内定率 100%と報告を受けている学校についても卒業生の就職の状況を確認のうえ、未就職卒業生については、学校と連携のうえ安定所による就職支援の周知及び安定所による就職支援を受けるよう呼びかけを行うこと。

５　遠隔地での就職を希望する未就職卒業生への支援

未就職卒業生のうち大学等の卒業生については、在学中は就学地での就業を希望して活動していたものの、卒業とともに出身の地域に帰省して就職活動を継続する場合もある。そのような未就職卒業生に対しては、帰省先の新卒応援ハローワーク等について必ず情報提供し、本人の希望があれば帰省先の新卒応援ハローワーク等において当該未就職卒業生の支援を行うジョブサポーターをあらかじめ伝える等きめ細かな対応を徹底すること。また、就学地での就業を希望する場合でも、帰省先での就業などＵＩＪターン就職も視野に入るよう、ＵＩＪターン就職に係る求人票や就職面接会の開催情報も合わせて提供すること。

６　文部科学省からの大学・高校等への周知

上記２の取組が効果的に実施できるよう文部科学省から学校等に対して周知・協力要請を行っている（別紙２）。

７　実績報告

(1) 未内定者の４月～６月末までの状況把握について

未内定者の４月～６月末までの状況把握については、平成 26 年４月 30 日付け総務課公共職業安定所運営企画室長補佐及び労働市場センター業務室長補佐事務連絡『ハローワークシステム「業務報告機能」の月報に係る様式変更及び様式追加の決定について』において通知しているとおり、各月の状況を翌月 10 日までに「業務報

告機能」により報告すること。

(2) 新卒応援ハローワーク等の３月分の実績報告について

以下の各報告については、実績を正確に把握するため、報告期限を平成28年４月15日（金）とする。なお、当該報告で把握した実績については、平成28年５月に予定している記者発表資料に使用するデータとなるため期限については厳守すること。また、集計に当たっては、３月中の就職・内定者については３月分の報告に計上するものであることに留意すること。

- 就職面接会等実施結果
- 企業説明会等実施結果
- ジョブサポーター活動実績報告
- 新卒応援ハローワーク実績報告
- 学卒求人等開拓実績報告
- ハローワーク等における学校との連携状況
- 保護者への支援実績

(3) ジョブサポーター活動実績報告等の４月・５月・６月分の報告に係る留意事項

新規学校卒業者職業紹介業務取扱要領において、新規中学校卒業・新規高等学校卒業者については、卒業年の６月末まで新規学校卒業者として取り扱うものとしていることから報告に当たっても留意すること。

未就職卒業生への集中支援2016

◇　厚生労働省、文部科学省及び経済産業省は、１人でも多くの新卒者が卒業までに就職できるよう、１月から３月末まで「未内定就活生への集中支援2016」に取り組んでおり、１月から２月末までにジョブサポーターの支援によって、**約2万1千人**が就職しています。



◇　卒業までに就職が決まらなかった場合であっても１日でも早く就職できるよう、**卒業後もジョブサポーターによる個別支援を継続し、**６月末までを集中支援期間とし、「未就職卒業生への集中支援2016」に取り組んでいきます。

新卒応援ハローワーク等で卒業後も継続して就職活動を全力で支援します！

新卒応援ハローワーク等においては、卒業後もジョブサポーターによる個別支援を引き続き継続するとともに、１日でも早く就職できるよう、全力で支援を行います。

ジョブサポーターによる個別支援

大学等とジョブサポーターとの情報共有による支援（大学等の協力により把握した未内定者への電話による来所勧奨や求人情報の送付など）を継続するとともに、就職活動についてのアドバイスや希望に沿った求人情報の提供などの個別支援を徹底し、１日でも早い就職を目指します。

◆新卒応援ハローワークの所在地・連絡先：(http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/5a.pdf)

就職面接会の開催

中小・中堅企業を中心に就職面接会を随時開催し、企業との出会いの機会を増やします。

地域の大学等との連携による中小企業と大学生等とのマッチング等の実施

地域の中小企業・小規模事業者は、既卒の方を含め若者など多様な人材の活躍を期待しています。経済産業省では、地域の特性に応じ、全国各地で合同企業説明会・就業体験・経営者や従業員との交流会などを開催することにより、地域中小企業への紹介、マッチングの促進や定着支援を展開します。

さらに、ニーズに応じて無料の職業訓練や紹介予定派遣を活用し、就職を支援します。

無料の職業訓練等によるスキルアップ

求職者支援制度による職業訓練において設定される未就職卒業者向けの無料の職業訓練や企業に雇用されながら生きた技能・技術を学ぶための雇用型訓練を活用し、スキルアップを支援します。

◆詳しくはお近くのハローワークまでお問い合わせください：(http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/)

紹介予定派遣を活用した正社員就職の支援

未就職卒業者を対象に派遣元での研修と派遣先での派遣就労（紹介予定派遣）を実施し、社会人としての基礎的スキルと経験を積み、派遣期間終了後の派遣先での正社員就職を支援します。

◆紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業（若者キャリア応援制度）：(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045159.html)

（別紙１）

～未就職のまま卒業された方に対する就職支援を継続して行います～

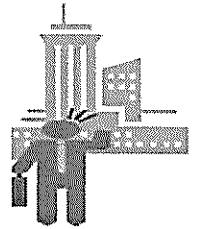
○ 卒業後も引き続き、新卒応援ハローワーク、ジョブサポーター等による支援を継続し、１日でも早い就職を目指します。



未就職のまま卒業された方のうち、新卒応援ハローワーク、ジョブサポーター等の支援による就職の実績



◇平成２７年４月～６月：１５，２４８人
◇平成２６年４月～６月：１６，５３１人
◇平成２５年４月～６月：１９，７５５人



＜ジョブサポーター等の支援による未就職卒業生の就職事例＞

在学中の12月に大学から勧められ、ハローワークの出張相談を利用したAさん。卒業論文が提出できず留年しており、初回相談の印象では「できることが何もない」「自己PRが書けない」と泣き出すなど、自己肯定がとても低かった。出張相談を数回利用する中、本人のまじめさや勤勉さ、努力する姿勢を傾聴し、自信をもってもらった。

少しずつ自己肯定ができるようになり、１月には長所等自己PRを作成できるようになった。２月には就活の方向性について相談し、卒業を第一目標、就活は３月までに内定をもらうことを目指し、求人情報提供や模擬面接を実施した。未内定のまま卒業したが、応募を続けた結果、当初の希望である事務職ではなく、ブランド品買い取り販売会社の総合職として採用が決まった。
（奈良）

公務員試験が不調に終わったため、新卒応援ハローワークに来所したBさん。コミュニケーションをとることが得意でないため事務職を希望。

一体的運営を行っているハローワークとジョブカフェのチーム支援対象者として選定し支援を続けたところ、苦手だとしていた面接で明るく自分の意見を言えるようになり、「自分に合った求人を一緒に選んでもらい、志望動機や面接についてのアドバイスをいただいて、一人ではない就職活動をすることができた」と自信を付け試験に臨むことができ、地元の会計事務所への採用が決まった。
（北海道）

未内定のまま高校を卒業したCさん。医療事務を希望するも知識・技能がないため、医療事務の職業訓練を勧め、受講した。

訓練修了後、関連する資格を取得し、積極的に応募したが不採用が続いたため、ハローワークの来所が途絶えてしまった。

ジョブサポーターが定期的に連絡し、あきらめないように励まし続けたところ来所を再開。求人情報の提供、応募書類の作成支援、面接指導と総合的に支援を実施した結果、総合病院の医療事務職に採用が決まった。
（山梨）

医療系の専門学校を卒業したものの、学生時代は資格取得に向けた勉強が中心となり、数社応募するも内定が得られず新卒応援ハローワークに来所することになったDさん。これまでの就職活動を振り返り、応募書類の作成から支援を開始した。履歴書以外に自己PR書を作成し、病院実習の経験を中心に自己の強みが伝わる内容になるよう支援。不採用が続き落ち込むこともあったが、都度、一緒に面接を振り返り、次回の面接に活かすよう助言。支援開始から3カ月後、病院に採用が決まった。事業所からは、まじめな人柄で仕事に対する意欲を感じたとコメントをいただき、本人の更なる就業意欲につながった。
（宮城）

（別紙２）

事　務　連　絡
平成２８年３月１８日

各国公私立大学学生部長（相当職）
各公私立短期大学事務部長（相当職）
各国公私立高等専門学校事務部長（相当職）
各都道府県専修学校各種学校主管課長（相当職）
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長（相当職）　殿
各都道府県私立高等学校等主管課長（相当職）
各都道府県教育委員会高等学校等主管課長（相当職）
各指定都市教育委員会高等学校等主管課長（相当職）
厚生労働省医政局医療経営支援課長（相当職）
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課長（相当職）

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省高等教育局学生・留学生課長

就職の内定を得ずに学校を卒業する者等への支援について

このたび、文部科学省と厚生労働省が共同で実施した調査の結果によれば、今春卒業予定の大学生の就職内定率（平成２８年２月１日現在）は、対前年比１.１ポイント増の８７.８％、短期大学、高等専門学校及び専修学校を含めた全体では、１.７ポイント増の８８.２％となっており、また、厚生労働省の調査結果によれば、高校生の就職内定率（平成２８年１月末現在）については０.８ポイント増の９３.６％と、いずれも前年同期を上回わり改善はしているものの、就職希望率が過去最高の水準となっており、未だ内定を得ていない数多くの者が就職できるよう努力を続けている状況となっています。

こうした状況を受け、現在、文部科学省では、厚生労働省及び経済産業省と連携し、一人でも多くの学生・生徒が就職できるよう**「未内定就活生への集中支援２０１６」（別紙２）**を実施しています。各学校におかれましては、当該集中支援策を活用するなど、引き続き、新規学校卒業予定者への就職支援に御尽力をお願いします。

また、就職の内定を得ずに学校を卒業した者等に対しても、関係省庁が連携し**「未就職卒業生への集中支援２０１６」（別紙１）**を実施することとしていますので、各学校におかれましては、当該支援策も活用し、新卒応援ハローワーク等との連携を密にしながら、可能な限り、就職情報の提供や就職相談等の支援を行うなど、きめ細やかな対応をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会高等学校等主管課におかれては管内の公立高等学校等に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄する私立高等学校等に対して、各都道府県及び各都道府県教育委員会、厚生労働省の専修学校各種学校主管課におかれては所管又は所轄の専修学校・各種学校に対して、各国立大学におかれては管下の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

＜本件担当＞　文部科学省代表 TEL:03-5253-4111
【専修学校、各種学校】
生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係　（内線 2939）
【高等学校】
初等中等教育局児童生徒課指導調査係（内線 3291）
【大学、短大及び高等専門学校】
高等教育局学生・留学生課就職指導係（内線 2519）

未就職卒業生への集中支援2016

（別紙２）

◇　厚生労働省、文部科学省及び経済産業省は、１人でも多くの新卒者が卒業までに就職できるよう、１月から３月末まで「未内定就活生への集中支援2016」に取り組んでおり、１月から２月末までにジョブサポーターの支援によって、**約２万１千人**が就職しています。



◇　卒業までに就職が決まらなかった場合であっても１日でも早く就職できるよう、**卒業後もジョブサポーターによる個別支援を継続し、**６月末までを集中支援期間とし、「未就職卒業生への集中支援2016」に取り組んでいきます。

新卒応援ハローワーク等で卒業後も継続して就職活動を全力で支援します！

新卒応援ハローワーク等においては、卒業後もジョブサポーターによる個別支援を引き続き継続するとともに、１日でも早く就職できるよう、全力で支援を行います。

ジョブサポーターによる個別支援

大学等とジョブサポーターとの情報共有による支援（大学等の協力により把握した未内定者への電話による来所勧奨や求人情報の送付など）を継続するとともに、就職活動についてのアドバイスや希望に沿った求人情報の提供などの個別支援を徹底し、１日でも早い就職を目指します。

◆新卒応援ハローワークの所在地・連絡先：(http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/dl/5a.pdf)

就職面接会の開催

中小・中堅企業を中心に就職面接会を随時開催し、企業との出会いの機会を増やします。

地域の大学等との連携による中小企業と大学生等とのマッチング等の実施

地域の中小企業・小規模事業者は、既卒の方を含め若者など多様な人材の活躍を期待しています。経済産業省では、地域の特性に応じ、全国各地で合同企業説明会・就業体験・経営者や従業員との交流会などを開催することにより、地域中小企業への紹介、マッチングの促進や定着支援を展開します。

さらに、ニーズに応じて無料の職業訓練や紹介予定派遣を活用し、就職を支援します。

無料の職業訓練等によるスキルアップ

求職者支援制度による職業訓練において設定される未就職卒業者向けの無料の職業訓練や企業に雇用されながら生きた技能・技術を学ぶための雇用型訓練を活用し、スキルアップを支援します。

◆詳しくはお近くのハローワークまでお問い合わせください：(http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/)

紹介予定派遣を活用した正社員就職の支援

未就職卒業者を対象に派遣元での研修と派遣先での派遣就労（紹介予定派遣）を実施し、社会人としての基礎的スキルと経験を積み、派遣期間終了後の派遣先での正社員就職を支援します。

◆紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業（若者キャリア応援制度）：(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045159.html)

別紙１

～未就職のまま卒業された方に対する就職支援を継続して行います～(別紙２)

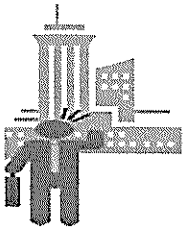
○ 卒業後も引き続き、新卒応援ハローワーク、ジョブサポーター等による支援を継続し、１日でも早い就職を目指します。



未就職のまま卒業された方のうち、
新卒応援ハローワーク、ジョブサポーター等の
支援による就職の実績



◇平成２７年４月～６月：１５，２４８人
◇平成２６年４月～６月：１６，５３１人
◇平成２５年４月～６月：１９，７５５人



＜ジョブサポーター等の支援による未就職卒業生の就職事例＞

在学中の12月に大学から勧められ、ハローワークの出張相談を利用したAさん。卒業論文が提出できず留年しており、初回相談の印象では「できることが何もない」「自己PRが書けない」と泣き出すなど、自己肯定がとても低かった。出張相談を数回利用する中、本人のまじめさや勤勉さ、努力する姿勢を傾聴し、自信をもってもらった。

少しずつ自己肯定ができるようになり、１月には長所等自己PRを作成できるようになった。２月には就活の方向性について相談し、卒業を第一目標、就活は3月までに内定をもらうことを目指し、求人情報提供や模擬面接を実施した。未内定のまま卒業したが、応募を続けた結果、当初の希望である事務職ではなく、ブランド品買い取り販売会社の総合職として採用が決まった。
（奈良）

公務員試験が不調に終わったため、新卒応援ハローワークに来所したBさん。コミュニケーションをとることが得意でないため事務職を希望。

一体的運営を行っているハローワークとジョブカフェのチーム支援対象者として選定し支援を続けたところ、苦手だとしていた面接で明るく自分の意見を言えるようになり、「自分に合った求人を一緒に選んでもらい、志望動機や面接についてのアドバイスをいただいて、一人ではない就職活動をすることができた」と自信を付け試験に臨むことができ、地元の会計事務所への採用が決まった。
（北海道）

未内定のまま高校を卒業したCさん。医療事務を希望するも知識・技能がないため、医療事務の職業訓練を勧め、受講した。

訓練修了後、関連する資格を取得し、積極的に応募したが不採用が続いたため、ハローワークの来所が途絶えてしまった。

ジョブサポーターが定期的に連絡し、あきらめないように励まし続けたところ来所を再開。求人情報の提供、応募書類の作成支援、面接指導と総合的に支援を実施した結果、総合病院の医療事務職に採用が決まった。
（山梨）

医療系の専門学校を卒業したものの、学生時代は資格取得に向けた勉強が中心となり、数社応募するも内定が得られず新卒応援ハローワークに来所することになったDさん。これまでの就職活動を振り返り、応募書類の作成から支援を開始した。履歴書以外に自己PR書を作成し、病院実習の経験を中心に自己の強みが伝わる内容になるよう支援。不採用が続き落ち込むこともあったが、都度、一緒に面接を振り返り、次回の面接に活かすよう助言。支援開始から3カ月後、病院に採用が決まった。事業所からは、まじめな人柄で仕事に対する意欲を感じたとコメントをいただき、本人の更なる就業意欲につながった。
（宮城）

未内定就活生への集中支援2016の取組状況

新卒者の就職環境は順調に回復している状況にありますが、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、未内定の学生・生徒が１人でも多く卒業までに就職できるよう、平成２８年1月から３月末までを集中支援期間とし、「未内定就活生への集中支援2016」を実施しています。

関係府省の連携による主な取組

未内定・進路未決定の学生・生徒に「就職をあきらめさせない」ための ジョブサポーターと大学の就職相談員等との連携による個別支援の徹底（文科・厚労＊）

【実績（平成28年１月～２月末・速報値）】

相談件数：のべ71,381件、就職件数：20,537件

中堅・中小企業中心の就職面接会の開催（厚労＊・経産）

未内定等の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会等を開催。

【実績（平成28年１月～２月末・速報値）】

大学生向け　：　285回　／　求人数　18,805人　／　参加学生数　6,379人
高校生向け　：　69回　／　求人数　5,532人　／　参加生徒数　553人

中小企業と大学生等とのマッチング等の実施（地域中小企業人材バンク事業）（文科・厚労・経産＊）

地域人材コーディネート機関が大学・ハローワーク等と連携し、中小企業と大学生等の交流の場の設定から新卒者等の採用・定着までを一貫して支援する体制を構築しており、これを活用して、3月末までに未内定者が参加できる合同説明会を開催。

【実績（平成28年１月～２月末）】未内定者が参加できる合同説明会：集計中

※　複数の省が連携して実施している支援メニューについての問い合わせ先は＊印の省へお願いします。

別紙2

保護者を通じた未内定等の学生・生徒への就職支援の周知（文科・厚労＊）(別紙２)

未内定等の学生・生徒をもつ保護者に就職の現状に対する理解を求めるとともに、学生・生徒に対して新卒応援ハローワーク等の就職支援について周知を実施。

【実績（平成28年１月～２月末・速報値）】啓発文書の発出　：　29,147通

臨床心理士による未内定の学生・生徒の心理的ケアの実施（厚労）

就職活動の長期化等によりケアが必要な未内定の学生・生徒に対する、新卒応援ハローワーク等に定期的に配置している臨床心理士による心理的ケアの実施。

【実績（平成28年１月～２月末・速報値）】相談件数　：　のべ630件

民間就職情報サイトによるジョブサポーター・新卒応援ハローワーク等の周知（厚労）

主要な民間就職情報サイトに対し、ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の支援の周知のためのバナー掲載について協力を要請し、協力を得て、未内定等の学生への周知を徹底。
（平成28年３月18日現在、協力いただいている就職情報サイト（運営会社名五十音順 敬称略））

○「就活ラボ2016」：https://www.ac-lab.jp/2016/top/index.php	（運営）株式会社 アクセスヒューマネクスト
○「朝日学情ナビ2016」：http://www.gakujo.ne.jp/2016/index.aspx?p0=99	（運営）株式会社 学情
○「Re就活」：http://re-katsu.jp/career/index.aspx	（運営）株式会社 学情
○「就職ウォーカーNet2016」：http://www.s-walker.net/2016/	（運営）株式会社 ジェイ・ブロード
○「ダイヤモンド就活ナビ2016」：https://navi16.shukatsu.jp/16/	（運営）株式会社 ダイヤモンド・ヒューマンリソース
○「日経就職ナビ2016」：https://job.nikkei.co.jp/2016/top/	（運営）株式会社 日経HR、株式会社 ディスコ
○「ブンナビ！2016」：https://bunnabi.jp/2016/index.php	（運営）株式会社 文化放送キャリアパートナーズ
○「マイナビ2016」：http://job.mynavi.jp/2016	（運営）株式会社 マイナビ
○「リクナビ2016」：https://job.rikunabi.com/2016/	（運営）株式会社 リクルートキャリア

※　複数の省が連携して実施している支援メニューについての問い合わせ先は＊印の省へお願いします。